

第2次和光市環境基本計画実行計画【改訂版】 平成28年度実施状況調査票

望ましい姿1 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

方針1(重点方針) 自然環境の保全

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の実施内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
1	緑被率調査などの緑地の現状の把握	緑被率調査とその結果に基づく市内緑地の分析を行い、緑被率の将来目標を設定する。	緑被率調査とその結果に基づく市内緑地の分析や将来目標の設定を行う。	緑被率実態調査を実施した。しかし、緑被率の将来目標については、緑の基本計画に位置づけることになっているが、その計画の見直しに至っていない。	○	緑地の経年変化を把握するため、5年毎の調査が必要になる。	都市整備課	平成28年度に調査を実施したが、緑被率の将来目標については緑の基本計画に位置づけることになっており、その計画の見直しに至っていないと記述されていますが、追加説明願います。 緑被率の調査結果の公表はどうなっていますか。 家庭、学校、事業所に緑被率について訴求が必要。広報わこう、HP、緑化まつり、市民まつりなどを使う。 緑は季節によって変化と思うので、測定時期を合わせて調査をすれば時系列で比較できると思う。このことは、他の自治体や国でも同様に考えられると思うが、その点をどのように考えるか？ また、測定の間隔を5年おきにしているのは費用の面からか？それとも測定の信憑性の向上の面からか？緑被率は緑の基本計画を守るための貴重な資料なので、変化の兆候に早急に対応することが大切。
2	補助金活用や基金制度創設等、緑地保全に向けた仕組みづくりの推進	緑地保全のための特定財源等の確保に関する検討を行い、緑地保全を推進する。	緑地保全のための特定財源確保に関する研究を行う。	引き続き、先進地事例による緑の基金制度等の施策を調査研究した。	△	基金制度の運用については、特定財源としての基金の設置は有効な手段と考えますが、その他にも住民参加型のミニ市場公募債、などについて幅広く検討する。	都市整備課	色々研究することは結構だが、調査結果を実行に生かすことが必要。 国の補助金確保にチャレンジしましたか。緑の基金の事例は、あまたあり、試案をつくってみてはいかが。 長い懸案事項と了解します。公募債となると専門的な課題にて、やるなら、専門家に委託して可能性を具体的に研究しては如何？
3	貴重な動植物の調査と市民への公表	市内にある貴重な動植物を調査・保全し、その結果を公表し、啓発に繋げる。	多くの市民が和光市の貴重種について知っている状態にする。	行政提案型協働事業として和光市自然環境マップを3000部作成し、学校や公共施設等へ配布するとともに、ホームページにてダウンロードできるようにした。	◎	環境マップは市民への啓発手段として非常に有効であるため、イベント等を通じて配布するなど、さらなる効果的な配布・利用方法について検討する。	環境課	環境マップは具体的な実績だと思います。上手く、活用して行きたいものです。
4	緑地や湧水、河川の保全と緑の回廊の形成	斜面林や湧水の保全、埼玉県水辺再生事業などを通じた河川の保全活動を推進する。	川の国応援団等と協力し、重要な緑地、湧水、河川が保全された状態にする。	川の国応援団制度に基づく保全活動への協力(主にゴミ回収)を行った。 また、河川の白濁等の通報に対し、県と連携し、早急に現場確認等を行った。	○	川の国応援団への協力は引き続き継続する。また、H26年度に実施された湧水環境調査結果を基に、重要な緑地、湧水、河川の保全策を進めていく。	環境課(県)	
			総合的な緑地保全のあり方の検討・研究を行う。	斜面林等民有地における緑地保全の区域拡大の事案がなかった。	△	緑地保全制度の周知PRと土地所有者の緑地施策に対する合意形成が必要となる。	都市整備課	高齢化、相続等の問題で事案が出てくるのでは。引き続き、土地所有者との合意形成に努めて頂きたい。

5	民有地における自然環境保全のための支援制度の実施・拡大	保全地区や保存樹木の追加指定や同制度の拡充について検討・実施する。	<p>現行の保存樹木制度を見直し、所有者もそうでない人も、保存樹木制度について理解していただく。</p>	<p>保存樹木633本(新規10本、解除15本)に助成金を交付した。また、保存樹木の指定基準等を見直し、規則を改正した。</p>	◎	<p>樹木の新規指定は難しいため、今後は所有者との連携を深め、保存樹木の美観の向上や維持に努めていく。また、制度の周知を強化する。</p>	環境課	<p>保存樹木(伐採後)の差し替え指定は公共性を考慮すること。 生垣補助制度は廃止されたのですか。 地権者との折衝に努め、国の補助制度を活用すること。 H27からいろいろと工夫をしているようだが、保存樹木の配置マップは作成しているのか？関心のある人が分かるようになっていっていると見る人の気を引くと思う。</p>
			<p>保全地区や保存樹木の追加指定や同制度の拡充の検討を行う。</p>	<p>緑地保全地区については、追加指定の事案がなかった。</p>	△	<p>保全地区については市からの助成金と実際に維持管理にかかる維持管理費用バランスの問題や保全地区の近隣住民への苦情対応等、土地所有者が保全地区を維持管理していくことが難しくなってきたり、その事が課題となっている。</p>	都市整備課	
6	民有地にある斜面林や湧水などの市民参加による維持管理	市と環境団体との協働による維持管理を推進する。	<p>協働による維持管理を推進し、美化サポーターの参加者を増やす。</p>	<p>大坂ふれあいの森において、美化サポーター制度に基づく協働による維持管理(主にゴミ回収)を行った。</p>	○	<p>今後も継続して取組を行うとともに、斜面林や湧水について周知し、市民の関心を高め、参加者を増やしていく。</p>	環境課	
			<p>市と環境団体との協働による維持管理の推進及び拡充を行う。</p>	<p>市民協働型管理や公共施設美化サポーター制度の活用により、ふれあいの森等の維持管理を行った。</p>	◎	<p>市民団体等の活動領域の増大が課題です。</p>	都市整備課	
7	湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	埼玉県や周辺自治体との連携を図りながら、湧水地等の所有者と話し合いを行い、自然環境の一体的な保全を行う。	<p>自然環境の一体的な保全を継続して行う。</p>	<p>和光市自然環境マップに貴重な湧水地を掲載することや、国や県の湧水地ポータルサイトに情報提供をすることで、湧水地保全の重要性をPRした。</p>	○	<p>今後も県や周辺自治体と情報を共有しながら、湧水地周辺の自然環境の一体的な保全を行っていく。</p>	環境課	
			<p>湧水地・斜面林の所有者との具体的な話し合いを行い一体的な保全を行う。</p>	<p>湧水地・斜面林の所有者に対し、保全地区制度や市民緑地制度等の説明を行った。</p>	○	<p>緑地保全制度の周知PRと土地所有者の緑地施策に対する合意形成が必要となる。</p>	都市整備課	<p>地権者に説明を行ったことは評価します。</p>
8	生物の多様性やその生態系を重視した自然(湧水を含む)の保全	和光市緑地保全計画に基づき、環境保全施策を実施する。	<p>生物の多様性やその生態系を重視した自然が保全されている状態にする。</p>	<p>緑地保全計画及び過去の植生等の調査に基づき、生物多様性や生態系を重視しながら斜面林等の保全を行った。</p>	○	<p>生物多様性や生態系の保全は、開発の進行や外来生物の増加の影響もあり、容易ではない。今後、生物多様性の保全に関する取組について検討していく必要がある。</p>	環境課	
			<p>和光市緑地保全計画に基づく環境保全施策を実施する。</p>	<p>湧水地、斜面林の保全を通じて生物多様性の施策においても寄与できた。</p>	○	<p>湧水地、斜面林の減少が、生物多様性への問題に大きく影響する。</p>	都市整備課	

方針2 都市・自然・歴史文化の共存

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
9	計画的な生産緑地の追加指定	生産緑地の追加指定を計画的に行う。	生産緑地面積を44haにす。	平成22年5月に和光市生産緑地地区追加指定要綱を定め、毎年7月までに追加希望者の申請を受理する。	△	今後生産緑地法を改正する動きもあるので、その動向を踏まえて制度の見直しを検討する。	都市整備課	

10	環境保全型農業の促進	景観作物の栽培や畑の縁辺部植栽及び低農薬・有機農業の促進を図る。	現状の景観作物の植栽を継続する。特別栽培農産物の認証数を50%増加させる。	特別栽培農産物の認定に向けて、農業者及び農業者団体への申請等に係る支援を行った。アグリパークにおいて、農業者団体の協力を得て、景観作物の球根3,800球を植栽した。	◎	特別栽培農産物認証数の増加を図るため、農業者への認証の働きかけを行うとともに、消費者への制度周知を行う。	産業支援課	平成32年度目標に「特別栽培農産物」の記述がありますが、その内容につき説明願います。
11	農産物の地産地消の推進	学校給食への市内産農産物供給や木曜市を開催する。	学校給食への市内産農産物の利用率を32%とする。市民が地場農産物入手できる機会を拡充する。	農業者の協力を得て、21品目の市内産農産物を学校給食へ提供し、利用率は約20%であった。木曜市を年間16回、軽トラ市を年間20回開催したほか、年間を通じてアクセスにおいて採れたて野菜まちかど販売所を実施した。	◎	学校給食への市内農産物の提供、木曜市、軽トラ市、採れたて野菜まちかど販売所を継続的に実施し、「わこ産わこ消」を進める。	産業支援課	
12	市民農園・体験型農園・学校農園の利用促進	市民農園・体験型農園の利用促進とアグリパークを活用した農業体験事業を実施する。	市民農園利用率を100%にする。農業体験事業の参加者数を10%増加させる。	市民農園は425区画中420区画が利用され、利用率は99%と高い水準であった。農業体験センターで実施する農業体験事業に延べ1,000人が参加した。	◎	現在実施されている農業体験事業に加えて、農業者の協力を得て、農業体験できる品目を増やし、参加者の増加を図る。	産業支援課	◎で良いと思います。更に進めて欲しい。和光市は東京に近く、東京勤務のサラリーマンが多い。その方々が順次定年になった以降、農業・土に対する愛着を覚えるのではないかと。
13	旧富岡家住宅等の文化財の維持管理	所有者との協議を実施し、維持管理を行う。	市指定文化財件数を増やす。	開園10周年を記念して写真展示会のほか各種行事を行い、10年の歩みの記念誌を発行した。午王山遺跡出土遺物の文化財指定を行った。	◎	古民家の維持管理のための修繕などが年々増加しているため、維持修繕の予算増が否めない。	生涯学習課	
14	文化財保全のための組織・人材育成の支援	文化財保全のために必要な組織づくり及び人材育成への支援を行う。	古民家愛好会や民俗芸能保存会の会員を増やす。	和光市指定民俗文化財白子囃子の体験講座を開催し後継者育成の一助とした	○	古民家サポーターの人員減と民俗文化財の後継者不足について、供に人材育成を目的とした講座等を定期的に開催する必要がある。	生涯学習課	
15	伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助、伝承機会の拡充	市民団体との協働により伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助を行うとともに、伝承機会の拡充を図る。	保存会の会員数を増やす。	和光市指定民俗文化財白子囃子の体験講座を開催し後継者育成の一助とした	○	白子囃子奏者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。定期的に後継者育成をふまえて体験講座を開催するが、参加者が少ない。	生涯学習課	
16	開発事業における自然環境配慮の推進と環境配慮指針の導入	まちづくり条例対象事業における自然環境への配慮の周知徹底を行う。	まちづくり条例対象事業における事前協議の際は、必ず自然環境へ配慮することに同意させる。	まちづくり条例に基づく事前協議が39件あり、自然環境への配慮について指導徹底した。	○	まちづくり条例による自然環境への配慮については、任意性が強く、開発への抑止力に乏しい面はあるが、今後も継続して指導徹底していく。	環境課	
17	環境・景観に配慮した公共施設の整備	環境・景観に配慮した公共施設整備を行う。	環境・景観に配慮した公共施設の整備が行われている。	市内部の調整会議等において、環境配慮への働きかけを行った。	○	今後、取組の具体化について検討する必要がある。	関係課	
18	土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	土地区画整理事業の面的整備については、環境に配慮し実施する。	まちづくり条例対象事業における事前協議の際は、必ず自然環境へ配慮することに同意させる。	まちづくり条例に基づく事前協議が39件(うち15件が土地区画整理事業)あり、自然環境への配慮を指導徹底した。	○	まちづくり条例による自然環境への配慮については、任意性が強く、開発への抑止力に乏しい面はあるが、今後も継続して指導徹底していく。	環境課	
			土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進を行う。	和光北インター地区内に4箇所、中央第二谷中地区内に1箇所、公園の整備を行った。	◎	今後整備予定のある白子三丁目中央地区の公園について、環境に配慮した計画となるように検討を進める。	都市整備課	

18	土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	土地区画整理事業の面的整備については、環境に配慮し実施する。	駅前広場や歩道、公園などの公共施設の整備率を100%にする。	都市計画道路宮本清水線及び区画道路8-1号線、6-2号線の道路築造工事を部分的に実施した。また、雨水を浸透・貯留する浸透トレンチを区6-2号線に設置した。	○	権利者の合意形成や建物等の移転交渉の状況により、適宜施工計画の見直しを行い、早期完成を目指していく。	駅北口土地区画整理事務所	
19	公共施設でのビオトープの設置・維持管理	公共施設に設置されたビオトープの維持管理及び啓発事業を実施する。	公共施設に設置されたビオトープが適切に維持管理され、啓発事業が実施されている。	アグリパークのビオトープにおいて、市民団体による定期的な維持管理が行われた。	○	今後、ビオトープを活用した啓発事業について検討する。	環境課	
			ビオトープ講座への参加者数を10%増加させる。	ビオトープ管理士を招聘し、アグリパーク農業体験センターのビオトープで、生き物観察等を行った。	◎	ビオトープを活用した水辺の生き物に関する啓発事業の内容を充実させ、参加者の増加を図る。	産業支援課	生き物観察をしたときの観察記録や報告書は残っているか？今年、管理人に案内していたが、生物等の動向は、管理士の説明が必要だった。来年はぜひ管理士の説明を聞きながら一緒に維持管理の作業をさせていきたい。
20	水辺で親しめる河川空間の整備	越戸川・白子川における水辺再生空間の維持管理を行う。	越戸川・白子川における水辺再生空間が適切に管理され、市民が川に親しめる状態にする。	川の国応援団制度に基づく保全活動への協力(主にゴミ回収)を行った。また、河川の白濁等の通報に対し、県と連携し、早急に現場確認等を行った。	◎	川の国応援団への協力は引き続き継続する。また、市民団体の自主的な活動について、市民への情報提供等にも協力していく。	環境課(県)	

方針3 美しい景観の保全と育成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の実施内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
21	景観条例、景観計画に基づく良好な景観の形成	景観条例・景観計画に基づく啓発指導及び景観重要建築物・景観重要樹木の指定を行う。	市景観計画に基づく景観重要建築物の指定件数を2件とするとともに景観重要樹木の指定本数を1本とする。	景観啓発活動として、市民等を対象としたまち歩きを実施した。また、午玉山特別緑地地区を対象とした学生景観デザインコンペティションの受賞作品の展示を市役所及び中央公民館で行った。	○	継続的に啓発活動を実施する。	都市整備課	目標が景観重要建築物指定2件、重要景観樹木指定2本では低すぎる。これらは、文化財保全の視点でカバーすべきこと。土地区画整理区域内の建物の高度、外壁や屋根の色彩、公園整備、道路のカラーリング、商店の看板など、身近な生活環境に視点を向けて、目標を見直すことを望む。
22	ポイ捨て・路上喫煙防止条例に基づく美化活動の促進	市が委嘱した美化推進員による美化推進地域の清掃活動を促進する。	美化推進地域において、美化推進員による清掃活動、及びポイ捨て防止街頭啓発キャンペーンを実施し、ポイ捨てごみの回収量を794.6kgまで減らす。	和光市駅周辺の美化推進地域において、6名の美化推進員による清掃活動をのべ596回実施し、939.3kgのごみを回収するとともに、ポイ捨て防止キャンペーンや路上喫煙防止キャンペーンを4回実施し、啓発を行った。また、94件の路上喫煙を注意した。	◎	今後も引き続き美化活動を継続していく。	環境課	
23	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行う。	法令を遵守した土地利用が行われている。	水道道路沿いの残土業者に対し、市職員による定期的な巡回を実施し、残土条例に基づく行政指導を行った。	○	当該残土業者のほか、調整区域内にある産廃業者や資材置場に対する有効な規制法令がないことから、今後、改善につながるような新たな施策を検討していく。	環境課	
			土地利用に関する法令の指導徹底を行う。	平成22年から市全域を対象に、大規模建築物の新築・増改築及び大規模開発等を届出対象とし、景観形成基準への適合確認や周知を行っています。さらに、土地区画整理事業地区においては、地区計画の届出により土地利用の適正化を確認しています。	○	景観計画や地区計画を、さらに市民・事業者にも周知していくことが課題になります。	都市整備課	土地区画整理地内の建築物については事業者の努力とあいまってよくなっていると思われる。

23	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行う。	農地法に基づく農地転用の審査を適正に行い、違反転用の発生を抑制する。農用地の内、担い手が利用に占める面積を40%とする。	違反転用の改善を行うことに併せ、違反転用の発生抑制に向けた周知に努めた。農地所有者及び借り受け希望者に働きかけ、新たな農用地利用集積計画を策定し、農用地の内、利用に占める担い手の割合が36%となった。	◎	今後においても農地法に基づく、農地転用に係る審査を適正に行う。農地利用の最適化に向けて、農業者への働きかけや制度周知により、農用地利用集積計画の策定を促進する。	農業委員会	
24	花や緑のあふれる空間づくりの推進	ふれあいの森など市民緑地制度による指定地の拡大及び指定地の整備のサポートを行う。	市民緑地制度による指定地の整備をサポートし、適切に管理された状態にする。	大坂ふれあいの森において、美化サポーター制度に基づく役割分担としてゴミの回収を行った。	◎	今後も継続して取組を行う。	環境課	ふれあいの森など、行政からの積極的アプローチを要望する。
			ふれあいの森など市民緑地制度による指定地の拡大及び指定地の整備のサポートを行う。	市民緑地制度による指定地の拡充には至らなかった。	△	市民協働による活動領域の増大が課題です。	都市整備課	
25	屋上緑化、壁面緑化の促進	まちづくり条例の規定を活用した屋上緑化・壁面緑化への働きかけを行う。	まちづくり条例施行規則で壁面緑化についても緑地の対象となるよう調査・検討を行う。	開発の相談があった際に、地上緑化が難しい場合には屋上緑化を勧めた。また、まちづくり条例の規定に基づく屋上緑化・壁面緑化の申請はなかったが、窓口で県のパンフレットにより啓発を行った。	○	まちづくり条例では、地上緑化が原則なので、屋上緑化・壁面緑化の機会はほとんどないが、引き続き周知を行う。	環境課	

望ましい姿2 住みよい環境を未来につなぐまち
方針1(重点方針) 地球温暖化対策の推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
26	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の実行	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき各種施策を実施する。	市民一人当たりの二酸化炭素排出量を2009年度比で25%削減する。	「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の中間見直しを行い、改訂版を策定した。	◎	同計画に基づき、温暖化対策関連の啓発事業や都市緑化の推進等を行う。	環境課	平成32年度の市民一人当たり二酸化炭素排出量を2009年度比で25%削減する極めて意欲的な目標を掲げていますが、達成可能とする根拠を説明願います。
27	地球温暖化防止実行計画の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、計画に基づく施策を実施する。	第三次和光市地球温暖化防止実行計画の計画期間中において、市庁舎については、目標を大きく上回る削減量を達成した。ついでに、第四次和光市地球温暖化防止実行計画において、市庁舎以外の市有施設について、重点的に温室効果ガスの削減のための取り組みを実施することとする。具体的には、平成27年度比で5%の削減を達成することを目標とする。	第四次和光市地球温暖化防止実行計画を基に市有施設に対し、温室効果ガスの削減をするため、例としてアイドリングストップの呼びかけや冷暖房の適切な使用を含め電力使用の削減のための呼びかけ等を行い、目標達成に向け努めた。	○	事業所の業務状況によって温室効果ガスの削減に関する取組を行えない場合もある。省エネルギー製品の導入等、ハードウェアの見直しも検討していく必要があると考える。	総務課	街路灯のLD化を、29年度予算に計上されたが、市役所はじめ公共施設において率先して入れていくことで啓蒙効果が大きい。
28	地球温暖化防止に関する講座や体験イベントの開催	温暖化防止講習会や相談会を開催するとともに、出前講座による普及・啓発を図る。	環境講座等の参加者数を150名にする。	省エネコンテスト及び絵画コンクールの表彰式に併せて、小学生向けの温暖化防止・省エネ講習会を行い、111名(保護者等を含む)が参加した。また、緑のカーテン教室を実施し、37名が参加した。	◎	今後とも環境講座等を実施し、普及啓発を図る。	環境課	

29	新エネルギーと省エネルギー製品の普及促進	太陽光発電及び省エネルギー機器補助制度の推進及び省エネルギー講座の開催による啓発を行う。	太陽光発電買取契約件数を1,270件、省エネルギー機器設置補助件数を230件にする。	市の補助制度に基づき、太陽光発電24件、省エネルギー機器24件の補助を行い、普及促進を図った。また、省エネコンテスト及び絵画コンクールの表彰式に併せて、小学生向けの温暖化防止・省エネ講習会を行った。	◎	平成28年度をもって太陽光発電及び省エネルギー機器への補助を休止しているため、環境学習等の啓発活動に力を入れていく必要がある。また、省エネ講座については、一般の方の参加を促すため、PR方法を工夫する必要がある。	環境課	
30	環境家計簿の配付	省エネチェックブックを配付し、その結果をもとに、省エネコンテストを開催する。	省エネチェックブックの回収率を95%にする。	市内の小学4年生を対象に夏休み省エネチェックブックを配布し、70.8%回収した。また、取組の結果、積極性及び独創性などが優れた事例を抽出し、省エネコンテストで表彰した。さらに、県のエコライフDAY事業に市内小中学生が参加した。	◎	子どもを対象とした環境啓発活動は、非常に重要と思われるため、継続して実施していく。	環境課	
31	地域制緑地への指定による保全	和光市緑地保全計画に基づく環境保全施策を実施する。	和光市緑地保全計画に基づく環境保全施策の実施を行う。	敷地の80%以上を緑地とする(仮称)上谷津公園の用地取得を行った。	◎	平成29年度整備を行い、平成30年度開園予定であるが、その維持管理や利活用について市民との協働による検討を行っていく必要がある。	都市整備課	上谷津公園のワークショップでは、素晴らしい公園案がまとまった。

方針2 資源循環型社会の推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
32	ごみ処理基本計画の推進	第五次一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量化目標などを達成するための取組を実施する。	計画目標達成や見直しに向け、施策を立案していく必要がある。	環境に配慮した循環型社会の形成を目指しながら一般廃棄物の適正処理を行った。	○	今後計画目標達成に向け、様々な施策を立案していく。	資源リサイクル課	
33	生ごみ・落ち葉の堆肥化の促進	ホームページ等を活用し、堆肥化に関する情報提供を行う。	今後も再開する予定はない。	落ち葉の堆肥化については、震災に伴う放射性物質の残留問題により長期間事業を中断しており、今後も再開する予定はない。	×	長期間の中断のため堆肥化施設の傷みがひどく、再開の目途がたっていない。	資源リサイクル課	
34	ごみ減量・分別に関する普及・啓発	広報・ホームページを活用したごみ減量や分別に関する啓発を行う。	市民に対して、わかりやすく和光市のごみの分別方法等の情報提供をしていく。	広報・ホームページ、ごみ分別パンフレット等により、市民にごみ減量や分別の啓発を行なった。	○	市内への転入者や外国人に対して、わかりやすく和光市のごみの分別方法等の情報提供をしていくことが重要である。	資源リサイクル課	
35	資源の再利用に関する普及・啓発	リユースの啓発を行う。	リサイクル展示場の運営やごみ分別パンフレット等を通じて、再利用の普及や啓発を図っていく。	リサイクル展示場をほぼ毎日(年末年始、祝祭日にあたる月～金、毎月第3土曜日を除く)開場し、希望者に展示品の提供を行った。また和光市リサイクル市民の会と協力して、5月に緑化まつりと合わせて親子ふれあいフリーマーケットを開催した。集団回収、廃インクカートリッジ、小型家電の拠点回収を行い、資源の再利用を実施した。	○	リサイクル展示場の運営や広報等を通じて、再利用の普及や啓発を図っていく。	資源リサイクル課	
36	農業廃棄物の再資源化の推進	農業用廃プラスチックの適正処理を推進する。	年間2回以上事業を実施し、3,000kg程度廃プラスチックの収集処理を行う。	農業用廃プラスチック収集処理事業を2回実施し、延べ49件の農業者から4,120kgの廃プラスチックを収集処理した。	◎	収集処理事業を定期的に行い、農業者が廃プラスチックを保管する負担を軽減を図るとともに再資源化を進める。	産業支援課	

37	マイバッグ運動や簡易包装の推進	マイバッグ運動や簡易包装の啓発を行う。	市内でもレジ袋有料化や削減の取組みを自主的に行っている店舗等が増えていることから、PRしていく必要がある。	市内でもレジ袋有料化や削減の取組みを自主的に行っている店舗等が増えている。	△	レジ袋有料化や削減の取組みを自主的に行っている店舗等が増えている。	資源リサイクル課	△でなく、○で良いのでは
38	一般廃棄物焼却施設の整備	一般廃棄物焼却施設の今後の方向性について検討を行う。	設備機器等の基幹的な更新を実施するとともに、広域的な廃棄物処理体制の枠組みの確立、もしくは施設の新設計画を策定する。	H27年度に引き続き、故障個所に修繕、一部機器の入れ替えを行ったが方向性については確定していない。	△	施設の新設を和光市だけで行うのか、他市との広域で行うのかの方向性が定まっていない。	資源リサイクル課	施設の新設を当市単独で行うか、或いは他市との広域で行うか、その判断のポイントと見通しについて説明願います。大きな資金を要するので広域的廃棄物処理体制は国の方針であり、和光市は朝霞市との広域処理が求められていたところ、交渉は暗礁に乗り上げたままで両市市民の損失は大きい。この間、社会保障をはじめ広域行政は時代の趨勢となり、技術革新も進んでおり朝霞市と再度調整を進めるべき。会議でも何度か話題になった懸案事項と了解します。方針を決めては。例えば、当面は「現状の施設を整備しながらやらざるを得ない」とか。
39	最終処分場の計画的確保	候補地の検討を行う。	候補地の検討。	焼却灰、ばいじんの安定的な搬出先となる処分場を確保できている。	○	現状では安定的な搬出を行っているが、施設の故障や災害廃棄物など突発的な事態に備えた分場の確保を行なっていく必要がある。	資源リサイクル課	
40	ごみの集積場での散乱防止対策の指導	自治会等への周知啓発及び集積場設置時の啓発指導を行う。	ごみ集積所の散乱防止対策の検討を行なう必要がある。	ごみ集積所が散乱していると市民から連絡のあったごみ集積所に看板の設置を行なったり、集積所を利用しているアパート等に啓發文書やごみ分別パンフレットの配布を行った。	○	ごみ当番や管理人がいないごみ集積所の散乱防止対策の検討を行なう必要がある。	資源リサイクル課	
41	不法投棄対策の推進	監視・啓発活動について検討し、継続した取組を実施する。	不法投棄多発場所に警告看板の設置など効果的な不法投棄抑止対策を検討していく。	不法投棄多発場所に警告看板の設置を行った。	○	効果的な不法投棄抑止対策を検討していく必要がある。	資源リサイクル課(県)	
42	フロン類の適正処理に関する啓発	フロン類の適正処理に関して継続した啓発を行う。	フロン類の適正処理に関して、広報掲載など必要に応じて啓発を行う。	平成27年4月に施行されたフロン排出抑制法の概要について、引き続き情報収集を行った。	△	市ホームページを活用し、市民に必要な情報を適宜適切に提供していく。	環境課(県)	

方針3 住みやすい生活環境の形成

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の取組内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
43	日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭防止の推進	事業活動に伴う騒音・振動・悪臭に対する指導及びホームページ等を活用した啓発活動を行う。	苦情対応件数を40件に減らす。	市ホームページやチラシ配布により、騒音・振動・悪臭の防止啓発に努めた。また、37件の苦情に対応した。	◎	近年、法律や条例の規制対象外の事案が多く、行政としての対応が難しい状況ではあるが、今後も継続して指導及び啓発を行い、苦情を減らしていく。	環境課	
44	調査監視体制の充実	公害関係調査の分析を行い、迅速に事後対策を進める。	継続して大気環境・河川水質・沿道環境の各調査の分析、状況を把握する。	河川水質・沿道環境の各調査を実施し、その結果の分析を行った。また、河川水質については、汚水発生源の一つである浄化槽について維持管理に関する啓発を行った。	○	事後対策については、大部分が埼玉県内の所掌事務となっているが、市として可能な対策を引き続き実施していく。	環境課	

45	騒音・振動対策のための路面の適正管理	騒音・振動対策として路面の適正管理を行う。	計画的な舗装修繕計画により、ひび割れ率35%占有率を0にする。	当該年度予定していた箇所に加え、沿道住民からの要望に対して騒音・振動対策のための舗装補修工事を実施した。	○	全ての騒音・振動対策をすることは困難であるが、道路調査を継続し効果的な施工方法を実施したい。	道路安全課	
46	大気汚染対策の推進	野焼きなどの大気汚染防止に向けた指導を行い、ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	苦情対応件数を3件減らす。	市ホームページにおいて、小型焼却炉や野焼きに関する啓発情報等を掲載した。また、7件の苦情に対応した。	◎	今後もホームページへの掲載による啓発を実施していくとともに、迅速な苦情対応を行う。	環境課	
47	自動車利用の抑制や環境にやさしい運転などの普及・啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	ホームページ等を活用した啓発活動を継続することにより、市民のエコドライブに対する意識向上を図る。	「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【改訂版】」においてエコドライブに関する施策を盛り込んだ。	○	エコドライブを普及させるためには、効果的な啓発方法を検討する必要がある。	環境課	
48	浄化槽管理者に対する適正な維持管理の指導と啓発	浄化槽管理者に対し、徹底した指導及び啓発活動を行う。	浄化槽法定検査受検率を19.4%にする。	法定検査未受験の浄化槽所有者（国・県・市を除く）414件に対し、個別に市長名の文書により啓発指導通知を行った。また、96件の戸別訪問指導を行った。これにより、受験者数が8.9%から12.9%に増加した。	◎	適正な管理をしないと川に負荷がかかることを説明し、自覚を持って適正な維持管理をしてもらうよう啓発を続ける。	環境課（県）	喜ばしい進展であり、関係各位に感謝します。
49	未整備地区への公共下水道の整備	事業計画区域内の公共下水道の整備と接続促進を図る。	・事業計画区域内の公共下水道の整備率100%。 ・整備区域拡大に伴う大型施設の接続推進。	下水道事業専門員による訪問・郵送での啓発活動の結果、平成28年度で15件の浄化槽からの切り替えがあった。	◎	・和光市駅北口土地区画整理事業地区の汚水整備に取り組む。 ・更なる啓発活動により、未だ接続されていない住宅の接続を促していく。	下水道課	
50	河川水質調査体制の整備と周辺自治体との連携	水質調査の分析や事後対策及び白子川流域協議会等を通じた周辺自治体と合同の水質調査を実施する。	河川水質調査の分析や迅速な事後対策の実施及び白子川流域協議会等を通じた周辺自治体と合同の水質調査を継続して行う。	白子川流域協議会（和光市・練馬区・板橋区）において、2回の合同水質調査や合同視察研修等を実施し、連携を図った。	◎	白子川流域協議会は、各市区からの負担金等がないため、大きな事業はできないが、引き続き連携を図り、情報を共有していく。	環境課（県）	
51	市民の節水意識の向上	節水意識を高めるため、啓発活動を実施する。	限りある貴重な資源である「水」を大切に使用できるように水道週間、広報わこう、パンフレットなどでPRしていく。	毎年6月の水道週間に浄水場施設見学を実施。広報わこう、パンフレットにより水の大切さを訴え、市民の節水意識を高める。	○	給水人口の増加があるものの給水量の増加は抑えられており、節水機器の普及も含め市民の節水意識の向上が伺える。今後も更なる節水意識の向上に努める必要がある。	水道施設課	
52	雨水の利用や地下浸透の促進	雨水利用や地下浸透の促進に関する啓発活動を実施する。	雨水貯留層・雨水浸透施設の利用者を増加させる。	緑化まつりなどにおいて、雨水利用の啓発を行うとともに、雨水利用の施策実施に当たった課題や事業効果等の情報収集に努めた。また、雨水貯留槽や浸透施設設置費補助に対する申請は無かった。	○	和光市の地域特性として、家庭において雨水を溜めても利用する場所がないケースが多いことが課題だが、制度の周知を強化し、申請を促していく。	環境課	
53	ダイオキシン類調査の実施	定期的なダイオキシン類調査を実施し、ホームページ等公表する。	定期的なダイオキシン類調査を継続し、ホームページ等公表する。	昨今の環境情勢や調査結果の数値（基準値未満）から、調査は実施していない。	×	今後は、埼玉県が実施している同調査の市内測定箇所の結果を注視していく。	環境課	
54	化学物質に関する情報の収集・提供	ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	県等が発信する情報をホームページ等で発信する。	埼玉県のホームページ等を確認し、市民に周知できるトピックス的な情報があるかを精査した。	△	化学物質に関する知見が不足しており、今後、市としての啓発のあり方について考えていく必要がある。	環境課	

55	蛍光灯や殺虫剤などの有害廃棄物の適正処理の啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行う。	ホームページや広報紙、ごみ分別パンフレットにより有害ごみの処理について啓発を行っていく。	ホームページや広報紙、ごみ分別パンフレットにより有害ごみの処理について啓発を行った。	○	市民の方で粗大ゴミや不燃ごみの中に有害廃棄物を混入して排出される場合もあることから、市民に対し、市の広報、ホームページ等により注意喚起を行う必要がある。	資源リサイクル課	
56	放射性物質による環境汚染対策	市内の空間放射線量を測定し、ホームページ等公表する。	市内の空間放射線量について適切な把握・公表を行う。	各施設所管課において毎月測定を行い、環境課がその取りまとめを行った。	◎	市内の公共施設における空間放射線量は、基準値以下で推移しており、今後、測定体制(箇所数・頻度等)を見直していく。	環境課	
57	自転車駐車場の整備をはじめとした自転車利用の促進	自転車駐車場整備の検討と利便性確保のための維持管理を行う。	駅南口自転車駐車場と駅北口立体自転車駐車場を有効活用し、定期利用待機者を0にする。	和光市駅北口立体自転車駐車場について、建設・管理・運営を行う事業者と協議を重ね、平成29年度の開始に向けて準備を行った。	◎	駅南口自転車駐車場と駅北口立体自転車駐車場の利用状況等を相互に把握し、有効に活用すべく整備する。	道路安全課	自転車利用の促進は理解できます。駐輪場の整備も了解しました。後は、「自転車安全に走行できる環境整備」は如何でしょうか。高齢者の自転車は、車との接触事故等難しい課題があると思います。

望ましい姿3 環境を育てる心がつながるまち
方針1(重点方針) パートナーシップの仕組みづくり

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の取組内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見	
58	環境教育・環境学習の推進	子ども向けの環境講座や環境スクールを開催する。	講座・イベントなどの参加者を300名にする。(大人を含む)	市民協働により、夏休みジャブジャブ大会や和光市自然環境マップを用いた早春の散策会を実施した。また、緑化まつりや省エネコンテストにおいて緑に関する教室や温暖化防止・省エネ講習会を実施した。	◎	事業が好評であるため、今後も引き続き実施していく。また、学校教育・社会教育を通じて環境学習をいっそう充実させていく。	環境課		
			理科や総合的な学習の時間における学習を行うとともに、市内小・中学校で夏休み等を利用した環境講座を実施する。	理科や総合的な学習の時間において、和光市の環境について学習した。	○				環境問題は重要であるので、今後も学校の教育活動を通じて、児童生徒の関心を高め、理解を深められるよう継続した指導を行っていく。
			里山体験教室を継続して実施する。	那須烏山市にて、和光市在住の20名が地元の人との交流を通しながら、自然豊かな里山に宿泊し、自然環境に関する体験学習を行った。	◎				里山体験教室としては平成29年度は実施しないが、自然環境に関する学習に繋がる場を違った形で提供していく。
59	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発を行う。	環境マネジメントシステム取得事業者を増やす。	「和光市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【改訂版】」に事業者向けの施策を盛り込み、事業者にPRした。	○	「和光市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【改訂版】」に基づいて施策を展開していく。	環境課		
60	市内の研究機関や事業者と連携した環境活動・啓発の推進	市内の研究機関や事業者と連携し、環境啓発活動を行う。	連携先の事業者を増やす。	緑化まつりにおいて、事業者と連携した子ども向け講座を開催し、24名が参加した。また、省エネコンテスト及び絵画コンクールの表彰式において温暖化防止・省エネ講習会を実施し、111名が参加した。	◎	今後も、市内の研究機関や事業者と連携して啓発活動を推進していく。	環境課		
61	市役所での環境マネジメントシステムによる継続的改善	市役所における環境マネジメントシステムにより、継続的な改善を進める。	平成28年度より、前年度のエコオフィス活動に対する監査を実施する予定である。実施対象課は、一年度ごとに3~4課所を想定しており、平成32年度までにすべての課所の監査を一巡することを目標とする。	エコオフィス推進委員会を6回開催し、若手職員への地球温暖化対策への意識付けや各所属部署への啓発を実施。	○	PDCAサイクルに基づくフィードバックの強化する。	総務課		

62	環境に関する職員研修の実施	職員ボランティアの実施(職員互助会主催)と環境関連の職員研修等について検討する。	職員ボランティアの実施(職員互助会主催)の継続と環境関連の職員研修等の実施をする。	職員課主催のボランティアによる清掃活動を実施し、環境課職員を含め、36名が参加した。	○	今後も職員ボランティアによる清掃活動を継続していく。また、環境関連の職員研修等について検討する。	環境課	現場の状況を実感しておくことはきわめて重要である。直接環境に関わらない部署の職員等が現場に触れることにより、よりよい施策、効率的な施策、市民の安全・安心に結びつく対応など、優れた業務が生み出されるであろう。関係部署は、職員のみならずパートタイマーにおいても現場を知ることは効率的、かつ優れた業務に結びつく。有効な研修の普及を求める。
			ごみ拾いボランティアの参加者を50人以上にする。	職員のボランティア意識と環境美化意識の高揚を図るため、職員互助会の事業として「ごみ拾いボランティア」を実施した。	○	参加者の顔ぶれにあまり変化がないため、参加経験とのない職員の参加意欲を高めるような実施方法や成果報告の工夫を検討する。	職員課	

方針2 環境活動の支援・推進

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の取組内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
63	市民参加・市民協働によるまちづくりの推進	協働事業提案制度や市民協働による環境関連事業を推進する。	協働事業提案制度や市民協働による環境関連事業の拡充を図る。	市民協働によるふれあいの森の維持管理や活用を推進した。また、行政提案型協働事業として和光市環境マップを作成した。	◎	今後もこの取組を継続するとともに、協働の担い手があれば、さらに広げていく。	環境課	ふれあいの森、緑化まつり、アグリパーク、市民農園は市民参加・市民協働によるまちづくりの推進の具体的な機会・場所と考えます。上手くPRしてより活性化することによって、緑の自然環境に恵まれた街作りの貢献するのでは
			市民協働事業従事者数1,000人を旨す	市民協働型管理や公共施設美化サポーター制度の活用により、ふれあいの森の維持管理を推進する。	◎	協働事業の担い手の育成と活動領域の増大	都市整備課	
			現在行われている、環境関連の協働事業(市民ふれあいの森等の維持管理業務)について、全ての事業を協働事業により継続させるための支援を行う。(継続率100%)	協働事業提案制度を通じて採択された「和光市自然環境マップの作成」の委託事業について、団体と担当課の支援を行った。また、現在行われている、環境関連の協働事業について、全ての事業が協働事業により継続された。	◎	今後も、環境関連の協働事業について、全ての事業を協働事業により継続させるための支援を引き続き行う。	市民活動推進課	
			次期環境基本計画の策定に際し、適切な市民参加が行われるようその手法や内容に対し、市民参加推進会議による助言や提言を行う。	平成28年度和光市市民参加推進会議第2回会議において、第二次環境基本計画の中間見直しについて、事後評価を行った。	○	市民参加推進会議の役割は計画の策定や見直しの際に行う市民参加の手法について、事前及び事後評価を行うことであるが、具体的な実施内容についても評価する方法を検討し、市民参加のさらなる推進を目指す。	政策課	
64	地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援する。また、美化サポーター団体への活動支援と団体登録の促進を図る。	美化サポーター登録団体を13団体にする。	美化サポーター11団体への環境活動支援を行った。	◎	各施設所管課と調整を図りながら、今後もこの取組を継続するとともに、登録団体を増やすためのPRを行っていく。	環境課	
			市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援する。	環境にやさしいまちづくり団体への補助金交付申請はなかったが、廃食油を使用した石鹸作りをする団体を支援した。	○	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援する。	資源リサイクル課	
			市民協働推進センターが配信するメルマガを年24回配信する。また、センターが発行する情報紙を年6回発行し、環境関連団体の活動支援を行う。	センターが配信するメルマガ及び発行する情報紙を通じ、環境関連団体の活動支援を行った。	◎	センターの情報発信について、メールや紙媒体だけではなく、SNSなども利用し、積極的に情報発信を行っていく。	市民活動推進課	

65	湧水や緑などの自然環境に関する広報と市民活動への支援	自然環境マップを更新し、広く配付し、啓発を促す。	環境マップを利用して市民が気軽に市内の湧水・緑地などを散策できるようにする。	28年度行政提案型協働事業として和光市自然環境マップを作成し、市民等に配布した。 また、環境マップを用いた散策会を市民団体と共催で実施し、啓発を行った。	◎	環境マップは市民への啓発手段として非常に有効であるので、イベント等を通じて配布するなど、さらなる効果的な配布・利用方法について検討する。	環境課	このマップは市民への啓発手段として非常に有効であり、気軽に湧水地や緑地を散策できるので効果的でもある。市民みんなが手に持って市全域を散策すると新しい発見があると思う。大いに活用していただくよう期待している。
----	----------------------------	--------------------------	--	---	---	--	-----	---

方針3 環境活動に関する情報・人材・活動拠点の確保

番号	基本計画・施策	実行計画内容	平成32年度の目標	平成28年度の実行内容	取組状況	課題・問題点や今後の方向性	担当課	委員からの意見
66	環境に関する広報・広聴活動の充実	ホームページ等を活用し、環境に関するPR活動を行う。	環境に関するホームページ閲覧者数を増やす。	和光市の自然環境をPRするためのツールとして和光市自然環境マップを作成した。 また、ふれあいの森や貴重な生物等に関する情報をホームページに掲載した。	◎	今後も市民等に分かりやすい情報を提示するため、ツールの検討やホームページの構成の工夫、最新情報への更新に努める。	環境課	
67	環境活動を行うボランティアやNPOの育成と支援	市民協働による環境活動を支援する。	市民協働による環境活動支援の拡充を図る。	各ふれあいの森やその他公共施設での市民協働による環境活動を支援した。	◎	今後も市民協働による環境活動の支援を継続していく。	環境課	
68	環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境づくり市民会議等を通じた市と環境団体との連携を図る。	市と環境団体との連携のさらなる拡充を図る。	会議やイベント等を通じて、環境づくり市民会議をはじめ、各環境団体との連携を図った。	○	今後も各環境団体との連携を継続していく。	環境課	喜ばしい進展であり、関係各位に感謝します。
			おとどけ講座の職員講師編・市民講師編として、環境問題に関するメニューを提供し、環境学習へのニーズに応える。	おとどけ講座の中で、市民講師による環境問題をテーマとしたメニューを提供している。 《テーマ例》 環境科学の基礎知識 地球温暖化現象の科学 和光の身近な自然のガイダンス 森の木探検観察会 和光の湧き水散歩	◎	平成28年度は開催がなかった。おとどけ講座は受講者側のニーズを受けて開催するので、啓発的な取組みとしては弱い面がある。今後は、環境課と連携しながら市の主催事業の中に指導者を起用する等、市として主体的に開催できる方法も併せて取組んでいきたい。	生涯学習課	
69	環境活動に関する催し物・講演会・交流事業の開催	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会等と連携した催し物や交流事業を開催する。	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会等と連携し、緑化まつりなどでの催し物や交流事業を継続して実施する。	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会と連携し、緑化まつりにおいて環境パネルの展示を行った。また、大林組技術研究所の見学や低炭素フォーラムへ参加した。	◎	引き続き埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会と行政との連携を図っていく。	環境課	
			生涯学習事業を企画する際に、環境もひとつのテーマとして視野に入れながら企画していく。	環境活動に繋がる交流事業として、那須烏山市の協力のもと、里山体験教室を開催した。	◎	環境学習に繋がる事業を今後も取り入れていく。	生涯学習課	